

羽村市版事業仕分け「公開型事務事業外部評価」 議事録

実施日	平成 24 年 11 月 18 日（日曜日）
会 場	市役所 4 階会議室（第 2 会場）
事業名	5 火葬費等助成金交付事業
出席者 (敬称略)	【評価員コーディネーター】進邦 徹夫 【評価員】石川美紀、島田辰夫、高橋英保、川津紘順、森勇太
担当部署	市民生活部 市民課
質疑応答	<p>(評価員) 国民健康保険からの葬祭費の支給はいつからか。葬祭費は、当初から 5 万円なのか、支給額に増減はあったのか。葬祭費の支給が開始された時点で廃止の検討はしなかったのか。国保の運営状況が医療費の増加で厳しい中で、葬祭費について、廃止を含めた減額は検討していくのか。</p> <p>(説明者) 市には、昭和 27 年からの記録がある。当初は 1,000 円であった。昭和 31 年 2,000 円、昭和 39 年 3,000 円、昭和 45 年 5,000 円となっている。その後 10,000 円、30,000、35,000 円、45,000 円となり、平成 16 年に現在の 50,000 円となっている。開始当初は、火葬費の助成は 3,800 円であったが、現在は火葬費は無料となっている。経過については、経年で支給額が上がっている状況である。国保の支給においては、法律で 5 万円という規定になっている。国保に関わらず、健康保険での給付は 50,000 円となっており、保険給付という意味では、国保の財政状況にかかわらず支給していく方向に変わりはない。支給の廃止についての検討は、助成額が 5 万円となった時点では、助成の目的があるため、助成制度の是非についての検討は行っていない。</p> <p>(評価員) 亡くなられた方でこちらの制度を利用した割合はどのくらいか。制度を利用していない人もいるのか。</p> <p>(説明者) 統計上でいくと、H21 は、400 人の死亡数に対して 358 件であり、助成率は 89.5% であった。H22 412 人に対して 364 人（88.3%） H23 455 人に対して 415 人（91.5%）となっている。申請については、葬祭会社や隣組の方などが死亡届を出す際に申請にくる。その中で申請手続きがなければ、市から通知を送る。それでも申請がなければ除票の手続きの際にもお話をしている。申請</p>

	<p>主義ではあるが、市からはさまざまな場面に応じて、その都度お知らせを行っている状況である。本来であれば100%が望ましいのもではあるが、約10%の方が支給を受けない状況となっている。自治法の申請に関する規定に基づき、時効については、5年間としている。市としては、なるべく利用していただけるよう勧奨を行っている。</p> <p>(評価員) 近隣を見るとやめてもいいのかなとも思うが、利用の状況は高く判断は難しい。</p> <p>(評価員) 思った以上に申請率が高い。羽村市も財政状況は悪い中で、廃止の方向で検討されているのだろう。福生市では廃止しても市民からの声はなかったようだ。市側のアプローチも積極的にされているので、いきなり廃止した場合の市民からの意見は多いのではないか。その辺の対応はどのようにお考えか。</p> <p>(説明者) 制度を利用してもらうために、申請していただきたいという考えでいる。ただし、社会状況の変化の中で、44年が経過し、評価として市民の必要性が高いものなのかどうか、市の財政状況を鑑み、皆さんのご意見をいただきながら、検討していきたいと考えている。福生市はそういった視点の中で廃止をされたものと考えている。</p> <p>(評価員) 助成を受けた方の中で、健康保険に加入していて、制度を利用した方の割合は</p> <p>(説明者) 保険は基本的に全員加入しているので、基本的には全ての方が利用していると思う。</p> <p>(評価員) 助成率は約9割と高い状況であるが、人は利用できる制度があると言われれば、利用していくのではないかと思う。</p> <p>(説明者) 亡くなった場合、いろいろな手続きが必要になってくる。その諸々の説明の中で、適宜ご説明をさせていただいているので、利用率が高くなっていると思う。</p> <p>(評価員) この制度を実施している理由の前提として、葬祭費に要する経費の一部を補填するという意味において、火葬費と霊柩車の使用料を助成しているということか。</p> <p>(説明者) そのとおりである。</p> <p>(評価員) 92ページのその他の項目で過去3年間葬儀にかけた費用の全国平均は193万円であるとしているが、瑞穂斎場でも火葬費は無料となっているとはいえ、国保と市の助成でも57,000円ちょっとであり、葬儀にかかる費用の割合から見れば大きくはない。火葬費にかかる経済的負担の軽減という意味からは、国保等での支給があるから、廃止を考えるというのはどうなのか</p>
--	---

<p>(説明者)</p>	<p>この制度が始まった理由としては、一義的には葬祭費にかかる経済的負担を軽減していこうという趣旨のものである。ただし、羽村市の施設として施設を利用するという意味においては使用料を負担していただくということが一つにはある。火葬という行政サービスを行う中で、本来であれば無料とすべきかもしれない費用を一度納めていただいた上で、市が経済的負担の軽減という理由で助成しているというイメージである。社会的な変化の中で、他の制度があるからやめるという一つの理由付けにはなっているが、本来の意味において廃止しても良いのではということを検討している。</p>
<p>(評価員)</p>	<p>高所得者も低所得者も一律である。低所得者を対象にする制度にしていくというのはいかがか。また、6月18日に条例改正されているが内容は。</p>
<p>(説明者)</p>	<p>実際に施設を利用するという点については、市民へのサービスとして行っているものであり、低所得者を対象というような所得に応じたサービスを行うというのは、助成制度としては視点が異なってくる。所得に応じた判断を交えるのは、社会保障制度という福祉的なサービスとして捉えていく視点が必要である。条例改正については、外国人登録が住民登録台帳に記載することに法改正されたことに伴い、改正したものである。</p>
<p>(評価員)</p>	<p>90ページに人件費の推移とあるが、事務に関する人件費か。人件費の内容はどういうものなのか。</p>
<p>(説明者)</p>	<p>市民課の職員の費用であるが、全員の職員の割り振りを行ったものである。この業務がなくなったとしても、通常業務への割り振りを行なっていくことで、他の行政サービスの充実を図っていくものであり、総人件費は変わらない。</p>
<p>(評価員)</p>	<p>瑞穂斎場への負担金と国保からの支給、霊柩車への助成、すべて税金が投入されていて、個人への手厚い支給がなされていると感じるが、その辺はどうか。</p>
<p>(説明者)</p>	<p>瑞穂斎場へは一部事務組合の構成市として事務経費も含めて、負担金を払っている。国保についても国の負担分を除いた費用は被保険者が負担していくべきであるが、なかなか負担しきれない部分も多く、一般会計からの負担を投じている状況ではある。保険料のみで賄うためには、高額な保険料の負担を加入者にさせていただかざるを得なくなるため、市の政策的な判断の中で一般会計からの負担を行っている現状にある。火葬費・霊柩車の助成についても、一義的な負担の軽減を目的に、市の政策の中で実施しているものである。</p>

	<p>(説明者) 率としては、後期高齢者医療保険に加入されている方の割合が大きい。助成は5万円変わらない。</p> <p>(評価員) 霊柩車については、瑞穂斎場組合を利用した場合、以東・以西という区分でこの金額か。</p> <p>(説明者) そうである。</p> <p>(評価員) 民間の霊柩車を利用すると、もう少し安くなることがあるか。</p> <p>(説明者) 民間のサービスも同じ、ないし、もう少し高くなるものもあるのではないか。瑞穂斎場については昭和56年に現在の金額への認可を受けている。</p> <p>(評価員) 羽村市は土葬は認めているか。</p> <p>(説明者) 昭和41年以降、土葬禁止区域になっている。それ以前は土葬も兼用で可能であった。東京都条例に基づく、都の規則で定められていた。現在は法改正されたこともあり、羽村市の条例において土葬を禁止している。近隣では奥多摩の一部を除き、全て火葬となっている。</p> <p>(評価員) 同様の制度実施団体が、羽村市、瑞穂町、奥多摩町とあるが、どの範囲のことか。</p> <p>(説明者) 東京都内の市町村である。助成を行っているのは、瑞穂斎場組合の構成団体と奥多摩町のみであった。しかし、福生市は今年4月から廃止している。奥多摩町は小河内地区の方のみに対し、助成を行っている。</p>
<p>判 定</p>	<p>【評価結果】</p> <p>③：市が実施・改善が必要（エ：事業の終期を設定すべきである。）</p> <p>【主な意見】</p> <p>(1)すべての市民が利用できる公平な制度となっており、申請率も高いが昭和46年度の事業開始に比べ、社会状況は変化しており、この経費を代替事業に活用することも考える必要がある。</p> <p>(2)減額や廃止を含め、段階的に見直しを進めていくべきである。</p> <p>(3)土葬できずに火葬しか選択の余地はない。最低限の助成を実施していくことは、行政が行っていくべきものである。</p> <p>(4)申請率が高い状況にあるが、近隣市も廃止し、社会状況も変わってきているため、また、各種健康保険から葬祭費の給付もあり、廃止すべきである。</p>